| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| （二十四） | | 運転の状況 | 目視又は聴診により確認する。 | 運転中に異常な音、異常な振動等があること。 |

別表第三　非常用の照明装置

| | | (い)点検項目 | (ろ)点検事項 | (は)点検方法 | (に)判定基準 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一　照明器具 | （一） | 非常用の照明器具 | 使用電球、ランプ等 | 目視により確認する。 | 昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第一の規定に適合しないこと。 |
| 二　電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置 | （一） | 予備電源 | 予備電源への切替え及び器具の点灯の状況 | 作動の状況を確認する。 | 昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第二の規定に適合しないこと。 |
| | （二） | | 予備電源の性能 | 点灯時間を確認する。 | 昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第三の規定に適合しないこと。 |
| | （三） | 配線 | 配電管等の防火区画の貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。） | 目視又は触診により確認する。 | 建築基準法施行令第百十二条第十五項の規定に適合しないこと。 |
| 三　電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置 | （一） | 切替回路 | 常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況 | 作動の状況を確認する。 | 昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第三の規定に適合しないこと。 |
| | （二） | | 蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況 | 作動までの時間を確認する。 | 昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第三の規定に適合しないこと。 |
| 四　電池内蔵形の蓄電池 | （一） | 充電ランプ | 充電ランプの点灯の状況 | 目視により確認する。 | 点滅スイッチを切断しても充電ランプが点灯しないこと。 |
| 五　電源別置形の蓄電池 | （一） | 蓄電池<br>蓄電池等の状況 | 蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況 | 目視により確認する。 | 建築基準法施行令第百十二条第十五項の規定に適合しないこと。 |
| | （二） | | 蓄電池室の換気の状況 | 室内の温度を温度計により測定する。 | 室温が摂氏四十度を超えていること。 |
| | （三） | | 蓄電池の設置の状況 | 目視又は触診により確認する。 | 変形、損傷、腐食、液漏れ等があること。 |
| | （四） | 充電器 | 充電器室の防火区画等の貫通措置の状況 | 目視により確認する。 | 建築基準法施行令第百十二条第十五項の規定に適合しないこと。 |
| | （五） | | キュービクルの取付けの状況 | 目視又は触診により確認する。 | 取付けが堅固でないこと。 |
| 六　自家用発電装置 | （一） | 自家用発電装置<br>自家用発電装置等の状況 | 自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況 | 目視により確認する。 | 建築基準法施行令第百十二条第十五項の規定に適合しないこと。 |
| | （二） | | 発電機及び原動機の状況 | 目視又は触診により確認する。 | 端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。 |
| | （三） | | 燃料、潤滑油及び冷却水の状況 | 目視により確認する。 | 燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく三十分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内にないこと。 |
| | （四） | | 始動用の空気槽の圧力 | 圧力計を目視により確認する。 | 空気槽の自動充気圧力が、高圧側で二・二から二・九メガパスカル、低圧側で〇・七から一・〇メガパスカルの範囲にないこと。 |
| | （五） | | セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況 | 目視により確認するとともに、蓄電池の電圧を電圧計により測定する。 | 電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は液漏れ等があること、電気ケーブルとの接続部に緩み等があること。 |
| | （六） | | 燃料及び冷却水の漏洩の状況 | 目視により確認する。 | 配管の接続部等に漏洩等があること。 |
| | （七） | | 計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況 | 目視により確認する。 | 発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプが点灯しないこと。 |